

議案第 52 号 議員提出修正案

平成 29 年 12 月 12 日

逗子市議会議長 菊池 俊一 殿

逗子市議会議員

髙谷清彦 

同

加藤 香子 

議案第52号 逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正
に対する修正案について

標記の議案に対する修正案を逗子市議会会議規則第 17 条の規定により、別紙のとおり提出する。

(別紙)

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正に対する修正案について

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正案の一部を次のように修正する。

附則第5項中「100分の20」を「100分の70」に改める。

(提案理由)

市の厳しい財政状況を鑑み、財政対策プログラムに基づく緊急財政対策の取組として、市長、副市長及び教育長の給料月額について減額措置を講じるに当たり、更に市長の給与を削減する必要があることから、改正の要あるため提案する。